

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	① 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ② 高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、特定疾病療養受療証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③ 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 ⑥ 高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務(還付にあたり、必要に応じて口金受取口座情報を情報ネットワークにより照会する。) 上記のうち、政省令及び静岡県後期高齢者医療広域連合規約により市が行うと定められた事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、静岡県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療システム情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項第4号及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第25条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) 82の項 (情報提供の根拠) 83の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) 第43条の2の2 (情報提供の根拠) なし

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 市民部 保険年金課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1624
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバーが得られない場合にのみ住基ネット照会を行っており、4情報又は住所を含む3情報により照会を行っている。		
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「伊東市情報セキュリティポリシー」に基づいた研修計画によって、特定個人情報を取り扱う事務に従事する会計年度職員を含む全係員が、情報セキュリティ研修を受講している。研修においては受講確認を行っており、未受講者に対しては再受講の機会が付与されている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	(追加)	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
令和1年6月26日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	① 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ② 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③ 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 ⑥ 高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務	① 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ② 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は限度額適用認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③ 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 高齢者の医療の確保に関する法律第92条の一時差止めに関する事務 ⑥ 高齢者の医療の確保に関する法律第百四条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 上記のうち、政省令及び静岡県後期高齢者医療広域連合規約により市が行うと定められた事	事後	限度額適用認定証の追加とともに、後期高齢者医療業務のうち市が行う事務は政省令及び静岡県後期高齢者医療広域連合規約により定められたものであることを明記
令和1年6月26日	I-4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	静岡県後期高齢者医療広域連合のみが実施することとなり、市町村では実施しないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	(削除)	事後	I-4①の変更に伴い削除
令和1年6月26日	I-5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	保険年金課長 肥田耕次	保険年金課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年7月14日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年7月14日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③ システムの名称	番号連携サーバ	団体内統合宛名システム	事後	
令和3年9月17日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年12月8日	I－1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③ システムの名称	中間サーバー	削除	事後	誤りによる修正
令和4年12月8日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月8日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月6日	I－1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ② 事務の概要	⑥ 高齢者の医療の確保に関する法律第百四 条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保 険料の賦課に関する事務	⑥ 高齢者の医療の確保に関する法律第百四 条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保 険料の賦課に関する事務(還付にあたり、必要 に応じて口金受取口座情報を情報ネットワー クにより照会する。)	事前	保険料還付事務における公金 受取口座情報利用に伴う修正
令和5年4月6日	I－3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法 」という。)第9条第1項及び別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第46条 伊東市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用等に関する条例 第4条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(以下「番号法 」という。)第9条第1項及び別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第46条 伊東市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用等に関する条例 第4条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律 第1 条、第2条第2項第4号及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律施行規 則 第2条第25条	事前	保険料還付事務における公金 受取口座情報利用に伴う修正
令和5年4月6日	I－4 情報ネットワークシステ ムによる情報連携 ① 実施の有無	実施しない	実施する	事前	保険料還付事務における公金 受取口座情報利用に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	I-4 情報ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(追加)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) 82の項(情報提供の根拠) 83の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠) 第43条の2の2(情報提供の根拠) なし	事前	保険料還付事務における公金受取口座情報利用に伴う修正
令和5年4月6日	IV-6 情報ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事前	保険料還付事務における公金受取口座情報利用に伴う修正
令和5年4月6日	IV-6 情報ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)	十分である	事前	保険料還付事務における公金受取口座情報利用に伴う修正
令和5年10月11日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年10月11日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	② 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は限度額適用認定証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)	② 高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、特定疾病療養受療証に関する事務(前号に掲げるものを除く。)	事後	被保険者証、被保険者資格証明書、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証が廃止されたことに伴う修正
令和7年7月2日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	IV-8 人手を介在させる作業	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正